第５回愛玩動物看護師国家試験の施行

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号。以下「法」という。）第30条の規定により、第５回愛玩動物看護師国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第34条第１項の規定に基づき指定試験機関として指定された一般財団法人動物看護師統一認定機構（以下「機構」という。）が行う。

令和８年４月15日

農林水産大臣　鈴木　憲和
環境大臣　石原　宏高

１　試験期日
令和９年２月14日（日）

２　試験地
北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

３　試験の方法
⑴　試験は、筆記の方法により行う。
⑵　出題形式は五肢択一の多肢選択形式とする。

４　受験資格　次のいずれかに該当する者
⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において農林水産大臣及び環境大臣が指定する科目を修めて卒業した者（令和９年３月１日（月）までに卒業する見込みの者を含む。）
⑵　農林水産省令・環境省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定した愛玩動物看護師養成所において、３年以上愛玩動物看護師として必要な知識及び技能を修得した者（令和９年３月１日（月）までに当該知識及び技能の修得を終える見込みの者を含む。）
⑶　外国の法第２条第２項に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で愛玩動物看護師に係る農林水産大臣及び環境大臣の免許に相当する免許を受けた者で、農林水産大臣及び環境大臣が⑴及び⑵に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの
⑷　令和４年５月１日より前に学校教育法に基づく大学を卒業した者であって、当該大学において農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修め、法附則第２条第１号の規定により農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会（以下「指定講習会」という。）の課程を修了したもの
⑸　令和４年５月１日より前に学校教育法に基づく大学に入学した者であって、農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めて同日以後に卒業し、指定講習会の課程を修了したもの（令和９年３月１日（月）までに卒業する見込みの者を含む。）
⑹　法第２条第２項に規定する業務（診療の補助を除く。）に必要な知識及び技能を修得させる養成所であって都道府県知事が指定したものにおいて、令和４年５月１日より前に当該知識及び技能の修得を終え、指定講習会の課程を修了したもの
⑺　法第２条第２項に規定する業務（診療の補助を除く。）に必要な知識及び技能を修得させる養成所であって都道府県知事が指定したものにおいて、令和４年５月１日時点において当該知識及び技能を修得中であり、その修得を同日以後に終え、指定講習会の課程を修了したもの（令和９年３月１日（月）までに当該知識及び技能の修得を終える見込みの者を含む。）
⑻　愛玩動物看護師国家試験予備試験に合格した者

５　受験手続
⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
ア　全ての受験者が提出する書類等
㋐　受験願書
愛玩動物看護師法施行規則（令和３年農林水産省・環境省令第６号）様式第５により作成するとともに、これに記載する氏名は、原則として戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。
㋑　写真
受験申込み前６月以内に脱帽して正面から撮影したものに限る。
イ　４の⑴に該当する者が提出する書類
㋐　大学卒業証明書又は大学卒業見込証明書
㋑　指定科目履修証明書又は指定科目履修見込証明書
ウ　４の⑵に該当する者が提出する書類
養成所修業（卒業）証明書又は養成所修業（卒業）見込証明書
エ　４の⑶に該当する者が提出する書類
愛玩動物看護師国家試験受験資格認定書の写し又は愛玩動物看護師国家試験受験資格認定証明書
オ　４の⑷に該当する者が提出する書類
㋐　大学卒業証明書
㋑　指定科目履修証明書
㋒　指定講習会修了証明書の写し（修了した指定講習会の課程が適切であるかどうかを確認可能な書類を含む。以下同じ。）
カ　４の⑸に該当する者が提出する書類
㋐　大学卒業証明書又は大学卒業見込証明書
㋑　指定科目履修証明書又は指定科目履修見込証明書
㋒　指定講習会修了証明書の写し
㋓　令和４年５月１日時点で大学に在籍していたことを証する書類
キ　４の⑹に該当する者が提出する書類
㋐　養成所修業（卒業）証明書（科目履修証明書の発行が必要な養成所において必要な知識及び技能を修得した者にあっては、科目履修証明書を含む。）
㋑　指定講習会修了証明書の写し
ク　４の⑺に該当する者が提出する書類
㋐　養成所修業（卒業）証明書又は養成所修業（卒業）見込証明書（科目履修証明書の発行が必要な養成所において必要な知識及び技能を修得した者にあっては、科目履修証明書又は科目履修見込証明書を含む。）
㋑　指定講習会修了証明書の写し
㋒　令和４年５月１日時点で養成所において修業中であったことを証する書類
ケ　４の⑻に該当する者が提出する書類
愛玩動物看護師国家試験予備試験合格証書の写し

なお、４の⑴、⑵、⑸又は⑺に該当する者であって、大学卒業見込証明書、指定科目履修見込証明書、養成所修業（卒業）見込証明書又は科目履修見込証明書を提出したものについては、大学卒業証明書、指定科目履修証明書、養成所修業（卒業）証明書又は科目履修証明書を、令和９年３月１日（月）午後２時までに提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験申込手続
ア　インターネットによる受験申込み
原則として、インターネットによる受験申込みを行うものとする。
イ　受験申込期間及び時間
㋐　期間　令和８年11月４日（水）から令和８年11月19日（木）まで
㋑　時間　受付開始日の午後１時から受付終了日の午後11時59分まで
ウ　受験申込方法
機構が指定するウェブサイトにおいて、必要な事項を入力し、申し込むこと。なお、受験申込みに必要な書類は、令和８年11月４日（水）から令和８年11月20日（金）まで（消印有効）の間に、機構の指定先に提出すること。受験申込書類の受付後は、当該書類は返却しない。
なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合には、令和８年11月４日（水）午後１時から令和８年11月11日（水）午後４時までに機構に申し出ること。
エ　試験地の変更
試験地の変更は、原則として認めない。
⑶　受験手数料
ア　受験手数料は、27,200円とし、機構が指定する方法により支払うこと。なお、支払いに要する手数料は受験者の負担とする。
イ　支払われた受験手数料は、理由を問わず返金しない。
⑷　受験票の交付
受験票（受験番号、試験会場等を明記したものをいう。以下同じ。）については、原則として、令和９年１月12日（火）午後１時に、受験有資格者（見込み含む。以下同じ。）に対してマイページ（※）において交付する。（※インターネットによる受験申込手続において、手続完了後利用できる受験者専用のページ）
なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、令和９年１月12日（火）以降に受験有資格者に郵送する。